

五監公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年1月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

こども課（地域振興課のこども課に属する業務を含む）

3. 監査の範囲

平成25年度の財務に関する事務の執行

4. 監査の実施期間

平成25年12月26日～平成26年1月29日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 保育園保育料は、平成23年7月21日付け児第428号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知に基づき算定されているが、五泉市保育園保育料徴収条例施行規則と整合がとれていない。適正な事務処理に努められたい。
- ② 所管施設において、使用していない備品が多数見受けられた。有効活用・利用の促進を図り適正な管理に努められたい。施設間での借用備品が見受けられるが、現場に即した備品台帳の整備に努められたい。

(2) 所見

保育料の滞納額は、保育園との連携、戸別訪問や夜間徴収などで年々減少傾向にあり、未納解消の取り組みが一定の成果をあげている。

保育料は、保育園を継続して運営するための大切な財源である。保育園児の保護者には、特別徴収が可能な児童手当も支給されていることから、今後、保護者により一層の啓発を行い、未納解消に努められるよう望むものである。